

村内一斉大清掃のお知らせ

きれいな村づくりのため、村内一斉に清掃活動を行います。

各戸に1名以上のご協力をお願いします。

地区ごとに区長さんの指示のもと、道路や公園などに散乱するごみの収集にご協力ください。

●日時

10月16日(日) 午前7時30分～

※雨天実施、荒天中止の場合は、当日の同報無線にてお知らせします。

※清掃終了は各地区の区長さんの指示によります。

●お願い

マスクの着用にご協力ください。

収集ごみは、3種類のごみ袋(可燃・不燃・プラスチック類)

に分けて地区ごとに収集場所に集めてください。(午前9時ごろから順番に業者が回収します。)

収集した空き缶やペットボトル、びんなどの資源ごみは、種類ごとに分けて地区ごとに収集場所に集めてください。

個人の粗大ごみは、別に許可をとって、投棄場に搬入してください。方法はすこやかカレンダーに記載していますが、ご不明な点はお問合せください。

●注意事項

■新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、清掃活動を行う際は、次のことに注意してください。

○ごみに直接触れないように、軍手等を使用する。

○人との間隔はできるだけ2m空け、密接を避ける。

○マスク・ティッシュ・たばこなどは飛沫が付着する部分に触れないよう注意して火ばさみ等で拾う。軍手をしていても、直接ごみを拾わないようにする。

○ごみ袋の口をしっかりしぼる。

○活動後は水と石けんで丁寧に手洗いをする。

■熱中症予防のため、次のことに注意してください。

○人と十分な距離(2m以上)を確保し、適宜マスクをはずす。

○こまめに水分補給をする。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

私立高等学校等の授業料を補助します

本村では、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者負担を少しでも軽減するため、授業料の一部を補助しています。

●対象者

10月1日(基準日)から引き続き本村に住所があり、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍している方。

※ただし、授業料を免除されている方は、補助対象外とします。

●補助金額

年額上限1万円

●必要事項

- ・申請書
- ・私立高等学校等生徒調査書
- ・村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ・振込先が確認できるものの写し(預金通帳など)

※申請書等は、教育課窓口にて受領または村公式ホームページからダウンロードできます。

●申請期間

10月3日(月)～11月30日(水)

※午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜および祝日を除く)

●問合せ先

総合体育館内教育課

福祉医療受給者証を更新します

母子・父子家庭医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和4年10月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

10月上旬に対象の方へ更新申請書を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。引き続き該当する方には、新しい受給者証を10月下旬に送付します。

なお、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

●問合せ先

民生部住民課



令和5年度幼保連携型認定こども園 飛島保育園・飛島村立第一保育所利用申込みのご案内

村内の認定こども園・保育所の利用申込みを受け付けします。利用案内等を10月17日(月)から申込場所で配布しますので、必ずお受け取りのうえ期間内にお申込みください。

●利用できる施設

幼保連携型認定こども園 飛島保育園(私立) 飛島村立第一保育所(公立)
※村外にある施設の利用を希望する方は、福祉課までご相談ください。

●対象

認定こども園・保育所の利用申込みをする場合は、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

●保育を必要とする事由

児童の家庭の状況が①～⑦のいずれかに該当する場合

①就労(居宅外労働・居宅内労働) ②出産等 ③疾病等 ④看護・介護等 ⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学
※保育を必要とする事由に該当しない方は、申込場所へご相談ください。

●提出書類および持ち物

- ①子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等入所申込書
- ②食物アレルギーに関する調査票
- ③「保育を必要とする事由」を確認できる必要書類(就労証明書等)
- ④保育(利用)時間確認書
- ⑤申込書類提出にあたってのチェックリスト

※提出書類および持ち物の詳細については、利用案内でご確認ください。

●申込期間

11月1日(火)～30日(水)

午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜および祝日を除く)

※現在、認定こども園または保育所を利用中で、令和5年度も引き続き利用を希望される方は、1月頃に継続の手続きを予定していますので、今回の申込みは必要ありません。

●申込場所

飛島保育園利用希望の方 飛島保育園

第一保育所利用希望の方 すこやかセンター内福祉課

●その他

利用者負担額(保育料・副食費)算定のため、令和4年分の住民税情報が必要となります。令和4年分の住民税申告を済ませていない方は、令和4年1月1日時点で住民票があった市町村にて申告をしてください。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課

マイナンバーカードの 休日交付について

10月は、第2日曜日ではなく

第4日曜日の23日に休日交付窓口を開設します。

ご希望の方は1週間前までに住民課へご相談ください。



会計年度任用職員の募集

●路肩清掃員 1名

●申込資格

準中型(車両総重量7.5t未満・最大積載量4.5t未満)以上の自動車運転免許を取得している方

(オートマチック車限定は不可)

●勤務場所

開発部建設課

●勤務内容

道路清掃および道路附帯物件の維持点検等

●勤務時間

週5日(土曜・日曜・祝日および年末年始は休み)

午前9時～午後4時(休憩1時間を含む)

●報酬

990円～1,200円程度／時間(時給)の間で、職務内容、経験等を考慮して決定します。勤務時間によっては期末手当が支給されます。

所定の基準に従い、通勤費相当額が支給されます。

●応募期間

10月3日(月)～31日(月)

●応募方法

履歴書を郵送または建設課へ提出

午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜および祝日を除く

●申込み・問合せ先

開発部建設課

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

本村では、転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するため、自転車乗車用ヘルメットを購入する場合に、その費用の一部を次のとおり助成しています。

●対象者

村内に住所を有する7歳から18歳までの方および65歳以上の方(補助申請年度末に当該年齢に到達する方を含む)

●対象となるヘルメット

令和4年4月以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットであり、SGマーク、JCFマーク、CEマークなど安全性の承認を受けたもの

●補助率等

・購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額(その額に100円未満の端数がある場合は切り捨て)

・1人につき1個(回)限り

●必要書類

・補助申請書

開発部建設課で配布します。

または村公式ホームページよりダウンロードできます。

・領収書の写し(保護者がまとめて申請する場合はお子さまごとに領収書が必要です)

・生年月日を証明するもの

・自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの(自転車乗車用ヘルメットの現物提示でも可)

・納税証明書または村税納付状況を税務職員以外の村職員が調査することに同意する文書

・その他村長が必要と認める書類

●申請期限

令和5年3月31日(金)

※自転車乗車用ヘルメットを購入した年度末までに申請をお願いします。

●問合せ先

開発部建設課

シルバー会員募集

飛鳥村シルバー人材センターをご存じですか。すでに定年退職された方や、家業を後継者に譲られた方など、何かの仕事を通じて貢献したいという高齢者の皆さまが集まって、高齢者に向いている仕事を発注者(民間企業・一般家庭・官公庁等)から引き受けて働こうというのがシルバー人材センターです。会員の方々はお互い助け合いながら、いろいろな仕事に従事しています。

●募集要件

村内に在住のおおむね60歳以上の方で、次の要件を満たしている方なら、どなたでも会員になれます。

・心身ともに健康で働く意欲のある方

・センターの趣旨を理解してくださる方

●作業内容

・せん定・除草作業

・工場・事務所・公共施設の清掃等

・その他

●申込み・問合せ先

公益社団法人飛鳥村シルバー人材センター

材センター